

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大衡村は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

大衡村長

## 公表日

令和8年1月21日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。</li><li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<ul style="list-style-type: none"><li>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握</li><li>②情報提供ネットワークシステムへの予防接種データ提供</li></ul></li><li>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</li><li>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に係る予防接種事務</li><li>①予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li></ul>
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一 10項</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ <input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> ]  <ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号 別表第二</li><li>【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項</li><li>【情報照会】16の2項、115の2項</li></ul>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第19条第8号 別表第二</li><li>【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項</li><li>【情報照会】16の2項、115の2項</li></ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	健康福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 総務課 電話:022(345)5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号981-3692 宮城県黒川郡大衡村大衡字平林62番地 大衡村役場 健康福祉課 電話:022(345)0253
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[ <input type="checkbox"/> ]適用した

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人以上 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。</p> <p>また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。</li><li>特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。</li><li>廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。</li></ul> <p>これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。

- ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力
- ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署①部署	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
平成28年4月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	保健福祉課長 和泉 文雄	健康福祉課長 残間 文広	事前	機構改革、人事異動による
平成28年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉課	健康福祉課	事前	機構改革による
令和1年5月1日	5. 評価実施期間における担当部署②所属長	健康福祉課長 残間 文広	健康福祉課長	事後	様式変更による
令和1年5月1日	II.しきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年5月1日	II.しきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	平成27年7月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和1年6月27日	IV.リスク対策	なし	項目追加	事後	様式変更による
令和3年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	・予防接種法の規定に則り、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用
令和3年4月28日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	地域健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	地域健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用
令和3年4月28日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 10項	・番号法第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感	事後	ワクチン接種記録システム(VRS)の利用
令和5年8月1日	I.1.③(システムの名称)	地域健康支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム	事後	
令和5年8月1日	I.3.(法令上の根拠)	・番号法第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感	・番号法第9条第1項 別表第一 10項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和5年8月1日	I.4.②(法令上の根拠)	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】行わない	番号法第19条第8号 別表第二 【情報提供】16の2項、16の3項、115の2項	事後	
令和5年8月1日	II.1(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和5年8月1日	II.2(取扱者数))	500人未満	500人以上	事後	最新期日による対象人数の見直し
令和5年8月1日	II.2(いつ時点の計数か)	令和3年3月31日時点	令和5年7月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	II.しきい値判断項目1. 対象人数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	II.しきい値判断項目2. 取扱者数(いつ時点の集計か)	令和5年7月31日時点	令和7年10月31日時点	事後	最新期日の更新による
令和7年11月1日	8. 人手を介在させる作業			事後	様式変更による
令和7年11月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策			事後	様式変更による
令和8年1月13日	I.1.②(事務の概要)	新型コロナウイルス感染症対策	新型インフルエンザ等対策特別措置法	事後	関係法名の明記